

【町民福祉課からのお知らせ】～平成30年度 保育所（園）利用申込み受付がはじまります～

就学前の子どもの保護者が、就労や病気等の理由で子どもの保育を必要とする（日中保育できる家族がない）場合、下記保育所（園）の利用申込みをすることができます。

保育所（園）	保育時間	備 考
大川保育所（町立）	7:30～18:30（～19:00※）	延長保育あり
中央保育所（町立）	7:30～18:00	一時預かりあり
ほうりゅうじ保育園（私立）	7:30～18:30（～19:30※）	延長保育・一時預かりあり

※は延長保育終了時間

受付期間 1月10日（水）から1月31日（水）

年度内に途中入所を希望する場合は、利用を希望する月の前々月の11日から前月の10日までに申込みしてください。（土・日曜日、祝日の場合はその前日まで）

受付場所 町民福祉課 児童福祉グループ

必要書類等 ①支給認定申請書（兼）施設利用申込書 **【役場で配布します】**

②保育の必要性を証明する書類（就労等証明書など）**【役場で配布します】**

③平成29年度市町村民税課税証明書

（平成29年1月2日以降に本町に転入された方のみ）

④印鑑（シャチハタ不可）

※その他、状況に応じて上記以外にも書類の提出が必要な場合があります。

そ の 他 申込みは先着順ではありません（受付期間終了後に調整します）。

詳細は、町ホームページまたは役場窓口、各保育所（園）にあるパンフレットをご覧ください。

問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120



【国民年金のお知らせ】新成人のみなさんへ～20歳になったら国民年金～

国民年金は、高齢になったときだけでなく、病気や事故で障がいになったときや家族の働き手が亡くなったときなど、いざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えでつくられた仕組みです。

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの方の加入が義務付けられていますので、20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

～ よくあるご質問 ～

Q. 国民年金の加入手続きは、いつ、どのように行うの？

A. 20歳の誕生月の前月に、日本年金機構から「国民年金被保険者資格取得届」が郵送されますので、必要事項を記入して20歳の誕生日以降に下記届出先へ提出してください。
また、後日「年金手帳」も郵送されます。「年金手帳」は、年金の加入記録の確認や将来年金を受け取る際に必要になりますので、大切に保管してください。

Q. 学生でも加入しなければいけないの？

A. 学生の方であっても、20歳になった時点で国民年金の加入手続きが必要です。
なお、学生の方は所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を申請することができますので、申請を希望される方は学生である証明書類と印かんを持参の上、下記申請先に提出してください。

Q. 納付が猶予された保険料はどうなるの？

A. 「学生納付特例制度」の承認を受けている期間は、老齢年金を受給するために必要な期間に含まれますが、老齢年金額の計算対象期間には含まれません。
ただし、承認を受けた期間から10年以内であれば、猶予された保険料を古い期間から順に納めること（追納）ができますので、将来の老齢年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

※「年金手帳」は、20歳になる前から厚生年金に加入していた方およびその配偶者、障害・遺族年金を受給している方には郵送されませんのでご注意ください。

※追納するためには申込みが必要ですので、お近くの年金事務所に問合せください。

申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236